

第1回 施設整備基本構想検討委員会 議事要旨

開催日：令和7年5月15日（木）9：45～11：30

場所：蕨戸田衛生センター組合 2階 研修室

出席者：

委員：（学識経験者） 長森委員、八鍬委員
（市民代表） 植田委員、遠藤委員、市村委員、細井委員
（蕨戸田衛生センター組合連絡協議会） 郷戸委員、高橋委員
（蕨市、戸田市及び組合職員） 小柴委員、香林委員、根津委員

事務局：（蕨戸田衛生センター組合）

山本次長、甲斐総務課長、上嶋施設課長、菊池施設課長補佐、
青木係長、岡崎主任技術主査、河野主任技術主査

関係者：（株式会社エイト日本技術開発） 王、渡邊

欠席者：

委員：（蕨戸田衛生センター組合連絡協議会） 永井委員

配布資料：

資料 1：施設整備基本構想検討委員会設置要綱
資料 2：施設整備基本構想検討委員会 委員名簿
資料 3：施設整備基本構想検討委員会の会議の公開について 及び
施設整備基本構想検討委員会の会議の傍聴に係る取決め
資料 4：検討にあたっての経緯
資料 5：委員会スケジュールと審議内容
資料 6：整備用地の設定
参考資料：蕨戸田衛生センターパンフレット
参考資料：図2-2 用途地域等

1. 開会

2. 委嘱式

3. 管理者あいさつ

4. 委員及び事務局の紹介

5. 委員長、副委員長の選出について

- ・設置要綱第5条に基づき、委員の互選により八鍬委員を委員長に、長森委員を副委員長に任命。

6. 諮問

7. 委員会の概要・運営について

- ・事務局より、資料1「施設整備基本構想検討委員会設置要綱」の説明。

8. 議題

(1) 委員会の会議の公開について

- ・事務局より、資料3「施設整備基本構想検討委員会の会議の公開について及び施設整備基本構想検討委員会の会議の傍聴に係る取決め」の説明。
- ・傍聴人は10名までとする。次回から本資料に基づき会議を公開することでよいか。(委員長)
→ 問題ない。(委員一同)

(2) 検討にあたっての経緯

- ・事務局より、資料4「検討にあたっての経緯」の説明。
- ・かつては焼却施設の延命化を行わず、約20年間で建て替えることが一般的だった。その後、延命化(基幹的設備改良)工事を実施するようになり、焼却施設の平均供用年数が30.5年まで延長している。また、蕨戸田衛生センター組合施設のように、延命化工事を2回実施することにより、さらに長期間稼働している施設もある。
施設の整備には長い期間がかかるため、本委員会は既存施設を延命稼働しながら新施設について検討する使命がある。(委員長)
- ・内容について、問題ない。(委員一同)

(3) 委員会スケジュールと審議内容

- ・事務局より、資料5「委員会スケジュールと審議内容」の説明。
- ・内容について、問題ない。(委員一同)

(4) 整備用地の設定

- ・事務局より、資料6「整備用地の設定」の説明。
- ・建設候補地とした組合有地は昭和53年に将来の施設建替を見込んで購入した土地である。(事務局)
- ・既成市街地で広大な土地を確保することは難しいことから、同じ敷地内で建て替えをする事例もある。抽出地は将来の施設整備用地として組合が取得していることもあり、この場所を建設候補地として選定することは妥当であると考え。また、一般的には焼却施設の整備には10,000m²程度、動線も確保すると15,000m²程度の面積が必要である。今回は焼却施設以外の施設も整備するため、約18,000m²という要件は妥当であると考え。(委員長)
- ・建設候補地を複数抽出し、比較評価により整備用地を1か所に絞る事例が多いが、今回は抽出された建設候補地は1か所のみということか。1か所しかない場合、審議という形を取る必要はないのではないかと。(委員)

- 本資料では、資料でお示しした手順で整備用地を選定することの是非を含めて審議いただきたいと考えている。その手順を踏んで抽出を進めた結果、安定処理の維持のために要件としている「約 18,000m² 以上の空き地を確保できること」と「公有地であること」について、両者を満たす土地が、組合有地 1 箇所のみとなったということである。(事務局)
- この抽出地について、適性評価で「×：適性無し（対策不可能）」となった場合にはどうするのか。(委員)
- 留意点があった場合でも、対策を講じ対応していく。なお、資料で提示した評価要件の基となる全国都市清掃会議の資料により、事務局で事前シミュレーションを行っているため、「×：適性無し（対策不可能）」は想定していない。(事務局)
- ・ ゴミ処理施設は、基本的には休まず稼働させる必要があるため、今の施設を稼働させながら新施設を整備することになる。そうすると、施設間の連携が必要である。また、蕨市は人口密度も高く、戸田市も近年発展してきており、両市とも土地はないと思う。市民の立場として、組合有地を建設候補地とすることでよいと考える。(委員)
- ・ 用途地域は変更される場合がある。かつて工場などが立地していた地域が工業地域や準工業地域として指定されているが、近年は住居化が進んでおり、いずれ大半の工業系地域が住居系地域に変更されると考えている。そのため、組合有地を建設候補地とすることが良いと考えるが、さいたま市との市境になるため、さいたま市民にも早めに情報提供をするなど、理解が得られるように努めてほしい。(委員)
- ・ 整備用地の設定の手順、建設候補地、並びに適性評価の評価要件について、この内容で問題ない。(委員一同)

(5) その他

- ・ 第 2 回検討委員会は 6 月 23 日の 14 時から、第 3 回検討委員会は 7 月 23 日の 14 時からを予定している。近くなったら改めてご連絡する。(事務局)

9. 閉会